

令和2年10月1日

保護者様

市川市教育委員会

市内公立学校における集金方法の変更について（お知らせ）

金風の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本市の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。市内公立学校では、これまで学校給食費と教材費や積立金等を学校徴収金として一括で集金してまいりました。しかし、令和3年度から「学校給食費」を市の会計に組み入れる「公会計制度」を採用することに伴い、「学校給食費」と教材費や積立金等の「その他の学校徴収金」とを分けて集金させていただくことになり、市内公立学校における集金方法が下記のとおり変更されます。

保護者の皆様におかれましては、変更の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。なお、詳細につきましては、別途お知らせいたします。

記

1 変更の目的

- ① 児童生徒に現金を持たせる危険性をなくします。
- ② 集金業務における保護者の負担を軽減いたします。
- ③ 会計処理における透明性を向上させます。

2 集金方法

- 「学校給食費」（11月中旬頃、保護者の皆様へ詳細をお知らせします）
令和3年度から公会計制度に移行し、保護者の口座から市川市の口座へ引落としが行われます。
- 「その他の学校徴収金」
学校給食費の公会計制度への移行に合わせて、令和3年度中を目標に保護者の口座から各学校の口座へ引落としが行われるよう各学校へ要請しています。

3 「学校給食費」と「その他の学校徴収金」の違い

公会計制度では、「学校給食費」は保護者から市が直接徴収し、各学校が発注した食材の購入費を市が業者に支払います。口座引落としにかかる手数料をはじめ会計処理に係る費用は公費で負担します。

一方、「その他の学校徴収金」は各学校で選定した副教材の購入や修学旅行の積立金等を学校単位で会計処理するものです。この場合の口座引落としに係る手数料については保護者の皆様のご負担となりますが、手集金による様々な負担はなくなります。

（問い合わせ先）

市川市教育委員会 学校教育部

義務教育課 学校安全安心対策担当室

電話：047-704-0062（直通）